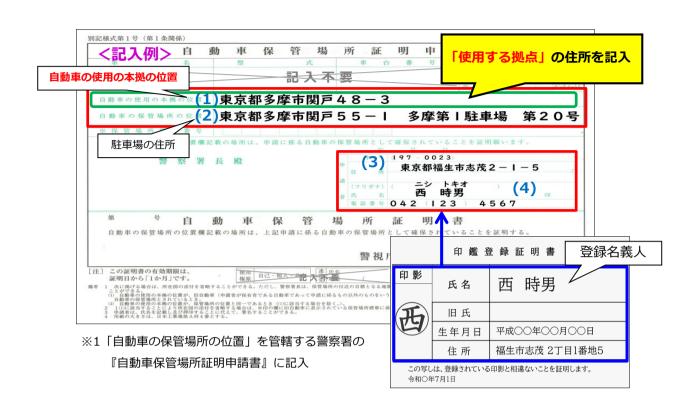
⑥-2 自動車保管場所証明申請書

『自動車の使用の本拠の位置』の住所と、登録名義人の印鑑証明住所が異なる場合



- (1) 実際に車を使用する拠点となる住所(自動車の使用の本拠の位置)を記入
 - *住所は都道府県から記入。丁目・番地はハイフンで省略も可
- (2) 実際に車を停める駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入
 - 🚣 上段と同じ場合は、(1)と同じ住所を記入(同上は不可)
- (3) 登録名義人の印鑑証明書と同じ住所・氏名・フリガナと電話番号を記入
 - *法人の場合は会社名・代表者名・フリガナ・住所を記入(社判・ゴム印の使用も可)
- (4) 押印は不要

【ご注意】

- この書類は複写式になります。ご記入の際はご注意ください
- ・ボールペンで ご記入ください (消せるボールペンは不可)
- ・記入間違いによる訂正は、二重線を引き、空いているスペースに正しい文字を ご記入ください (訂正印不要)

志茂 例) 福生市 福生